

法等取締に關係する法律にあり水ももらさぬ戒嚴を示すのみにて何等團體の自由が保護されてゐない。

勞働條件改善の原由は社會制度の缺陷より生ずるものであり社會の正常なる發展大衆生計の福利より見るも勞働者保護法の實施は絕對必要であり必然的のものである一片の同情理解もなく取締りにのみ專念される本案の提出に反對である。

四、取締の在來の對照たる左翼はこの威力の下に破壞せられ活動は完全に封鎖せられてゐる三五、六年の國際危局を理由として安定下にある時局治安の上に更に本案を上提される根拠疑はざるを得ない我々の理解する處は左翼取締の牙を外圍團體に向けられた一石二鳥案である勞働者は逐年減少しつつある情勢に鑑みて、本案は社會事情を無視した反社會的立法である。

五、保護特別取締の規定等は眼元紙背に徹してのみ運用し得る神秘的獨斷境域を隔拍し捕鯊的想像を逞し自由なる可き人権が拘束されたとしたならば人権の尊嚴も一片の空文であらう行政執行手段をもつて不定刑期を科するが如き事あるとしたら暗黒裁判以上のものであり。歴史を逆行するから反動的人権拘束に斷然反對する

反對要旨

- 一、現行治安維持法改廢
  - 二、治安維持法改正斷然反對
- 右要請するもの也

勞働爭議調停法改正案（政府案）反對理由書

内務省社會局では勞働爭議に依り社會上並に産業上の損害を少なからしむるの目的を以て多年の懸案なりし勞働爭議調停法を全